

12-3 労働者派遣をめぐる一般的留意事項



労働者派遣をめぐる一般的留意事項

- 1) 派遣労働者は、許可又は届出派遣会社以外の者から受け入れることはできない。(許可番号「般〇〇-△△△△△△」、届出番号「特〇〇-△△△△△△」)
- 2) 派遣先は、派遣労働者を指名し、又は、事前面接を行うことはできない。
- 3) 派遣元は派遣労働者に、労働条件（労働契約締結時）及び就業条件等（派遣就業開始時）を明示しなければならない。
- 4) 派遣労働者に適用される最低賃金は、派遣先に適用される地域最賃であること（平成20.7.1改正）。
- 5) 派遣においては、労働者派遣契約（派遣業者と派遣先）の締結を要す。
- 6) 派遣受入期間（派遣元や派遣労働者が変わっても通算を要す）に制限のある業務においては、当該抵触日は派遣先にしか分からないことから、これを派遣先から派遣元に通知する義務がある。
- 7) 派遣元は、「雇用保険、健康保険、厚生年金保険」の適用の有無（未適の場合はその理由）を派遣先に通知しなければならない。
- 8) 派遣先においては、派遣先責任者の選任、派遣先台帳の整備等の受入体制を整備しなければならない。
- 9) 派遣元、派遣先は、それぞれ苦情の申出先を明示しなければならない。